

項目	内容	備考
<p>2 立会方法</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中立会 <ul style="list-style-type: none"> a. 日経平均V I 先物以外の指数先物 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午前8時45分 ➤ レギュラー・セッション：午前8時45分から午後3時10分 ➤ クロージング・オークション：午後3時15分 b. 日経平均V I 先物 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午前9時 ➤ レギュラー・セッション：午前9時から午後3時10分 ➤ クロージング・オークション：午後3時15分 ・ 夜間立会 <ul style="list-style-type: none"> a. 日経平均V I 先物以外の指数先物 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午後4時30分 ➤ レギュラー・セッション：午後4時30分から翌日の午前5時25分 ➤ クロージング・オークション：翌日の午前5時30分 b. 日経平均V I 先物 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午後4時30分 ➤ レギュラー・セッション：午後4時30分から午後6時55分 ➤ クロージング・オークション：午後7時 ・ 夜間立会時間帯において、台湾加権指数先物は取引対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が必要と認める場合には、取引時間を臨時に変更できるものとする。
<p>(2) 立会方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムによる取引とする。 	
<p>3 限月取引及びその数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物取引は、次の取引日を取引最終日とする取引（以下「限月取引」という。）に区分して行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 日経225先物 <p>3月、6月、9月及び12月の限月取引（以下「特定限月取引」という。）の19限月取引制とし、各限月取引の期間は、6月及び12月の各限月取引については8年、3月及び9月の各限月取引については1年6か月とする。取引最終日は、各限月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日。</p> b 日経225mini <p>特定限月取引の13限月取引及び当該特定限月取引以外の直近3限月取引の16限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の各限月取引は1年6か月）、特定限月取引以外の各限月取引については5か月（2月、5月、8月及び11月の各限月取引は4か月）とする。取引最終日は、各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日。</p> c TOPIX先物 <p>特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。取引最終日は各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。 ・ 指数先物取引における取引日は、午後4時15分からその翌営業日の午後4時までの1サイクルとする。

項目	内容	備考
	<p>d ミニTOPIX先物 特定限月取引の3限月取引制とし、各限月取引の期間は9か月とする。取引最終日は、各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日。</p> <p>e JPX日経400先物 特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。取引最終日は、各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日。</p> <p>f 東証マザーズ指数先物 特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。取引最終日は、各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日。</p> <p>g RNP先物 特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。取引最終日は、各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日。</p> <p>h TOPIX Core30先物、東証銀行業株価指数先物及び東証REIT指数先物 特定限月取引の3限月取引制とし、各限月取引の期間は9か月とする。取引最終日は、各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日。</p> <p>i NYダウ先物 特定限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は1年とする。取引最終日は、各限月の第三金曜日（休業日又はアメリカ合衆国東部-時間における該当日がNYダウの算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日。</p> <p>j 台湾加権指数先物 各月の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の3限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引以外の限月取引については2か月、特定限月取引については11か月とする。取引最終日は、各限月の第三水曜日（台湾における該当日が台湾加権指数が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り下げる。）の前日に終了する取引日。</p> <p>k FTSE中国50先物 各月の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引以外の限月取引については2か月、特定限月取引については8か月とする。取引最終日は、各限月の末日（香港における該当日がFTSE中国50インデックスが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（香港における該当日がFTSE中国50インデックスが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日。</p> <p>l 日経平均V I先物 毎月の8限月取引制とし、各限月取引の期間は8か月とする。取引最終日は、各限月の翌月の第二金曜日の30日前の前日に終了する取引日。</p> <p>m 配当指数先物 12月限月取引の8限月取引制（1月4日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近限月</p>	

項目	内容	備考																												
<p>4 取引契約締結の方法</p> <p>5 取引単位、呼値及び制限値幅 (1) 取引単位</p> <p>(2) 呼値</p>	<p>取引」という。)の取引最終日の終了する日までの間においては9限月取引制)とし、各限月取引の期間は8年3か月とする。取引最終日は、3月末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に終了する取引日。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近限月取引の取引最終日の翌取引日の日中取引から新たな限月取引を開始する。ただし、配当指数先物については、直近限月取引の取引最終日の終了する日の属する年の1月4日の日中取引から新たな限月取引を開始する。 個別競争取引とする。 各指数先物取引について、次の額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位とする。 <table border="1" data-bbox="438 869 1045 1742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取引単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日経225先物</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>日経225mini</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>TOPIX先物</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>ミニTOPIX先物</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>JPX日経400先物</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>東証マザーズ指数先物</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>RNP先物</td> <td rowspan="5">1万円</td> </tr> <tr> <td>東証銀行業株価指数先物</td> </tr> <tr> <td>日経平均V I先物</td> </tr> <tr> <td>TOPIX 配当指数先物</td> </tr> <tr> <td>TOPIX Core30配当指数先物</td> </tr> <tr> <td>TOPIX Core30先物</td> <td rowspan="3">1,000円</td> </tr> <tr> <td>東証REIT指数先物</td> </tr> <tr> <td>日経平均・配当指数先物</td> </tr> <tr> <td>NYダウ先物</td> <td rowspan="3">100円</td> </tr> <tr> <td>台湾加権指数先物</td> </tr> <tr> <td>FTSE中国50先物</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 成行及び指値とする。 呼値は、次の有効期間条件又は執行数量条件を付して行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> a 通常条件 <p>日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとす</p> 	区分	取引単位	日経225先物	1,000円	日経225mini	100円	TOPIX先物	1万円	ミニTOPIX先物	1,000円	JPX日経400先物	100円	東証マザーズ指数先物	1,000円	RNP先物	1万円	東証銀行業株価指数先物	日経平均V I先物	TOPIX 配当指数先物	TOPIX Core30配当指数先物	TOPIX Core30先物	1,000円	東証REIT指数先物	日経平均・配当指数先物	NYダウ先物	100円	台湾加権指数先物	FTSE中国50先物	<ul style="list-style-type: none"> 成行呼値は、有効期間条件を付して行うことができない。 日経225先物、日経225mini及びTOPIX先
区分	取引単位																													
日経225先物	1,000円																													
日経225mini	100円																													
TOPIX先物	1万円																													
ミニTOPIX先物	1,000円																													
JPX日経400先物	100円																													
東証マザーズ指数先物	1,000円																													
RNP先物	1万円																													
東証銀行業株価指数先物																														
日経平均V I先物																														
TOPIX 配当指数先物																														
TOPIX Core30配当指数先物																														
TOPIX Core30先物	1,000円																													
東証REIT指数先物																														
日経平均・配当指数先物																														
NYダウ先物	100円																													
台湾加権指数先物																														
FTSE中国50先物																														

項目	内容	備考																																
(3) 呼値の単位	<p>る条件とする。</p> <p>b 指定期間条件 当社が別に定める期間の範囲内で指定した期間が満了する日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の日中立会終了時まで有効とする条件とする。</p> <p>c 残数量取消条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。</p> <p>d 全数量執行条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼値の効力は、上記各条件のとおりとする。 各指数先物取引に係る呼値の単位は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="438 795 1045 1668"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>呼値の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日経225先物</td><td>10円</td></tr> <tr><td>日経225mini</td><td>5円</td></tr> <tr><td>TOPIX先物</td><td>0.5ポイント</td></tr> <tr><td>ミニTOPIX先物</td><td>0.25ポイント</td></tr> <tr><td>JPX日経400先物</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>東証マザーズ指数先物</td><td>1ポイント</td></tr> <tr><td>RNP先物</td><td rowspan="3">0.5ポイント</td></tr> <tr><td>TOPIX Core30先物</td></tr> <tr><td>東証REIT指数先物</td></tr> <tr><td>東証銀行業株価指数先物</td><td>0.1ポイント</td></tr> <tr><td>NYダウ先物</td><td rowspan="2">1ポイント</td></tr> <tr><td>台湾加権指数先物</td></tr> <tr><td>FTSE中国50先物</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>日経平均V I先物</td><td>0.05ポイント</td></tr> <tr><td>日経平均・配当指数先物</td><td>0.1円</td></tr> <tr><td>TOPIX 配当指数先物</td><td rowspan="2">0.01ポイント</td></tr> <tr><td>TOPIX Core30配当指数先物</td></tr> </tbody> </table>	区分	呼値の単位	日経225先物	10円	日経225mini	5円	TOPIX先物	0.5ポイント	ミニTOPIX先物	0.25ポイント	JPX日経400先物	5ポイント	東証マザーズ指数先物	1ポイント	RNP先物	0.5ポイント	TOPIX Core30先物	東証REIT指数先物	東証銀行業株価指数先物	0.1ポイント	NYダウ先物	1ポイント	台湾加権指数先物	FTSE中国50先物	5ポイント	日経平均V I先物	0.05ポイント	日経平均・配当指数先物	0.1円	TOPIX 配当指数先物	0.01ポイント	TOPIX Core30配当指数先物	<p>物については、日中立会のクローズ・アクションを除くオープニング・アクション及びクローズ・アクション直前の1分間において呼値の訂正・取消しを原則行うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> オープニング・アクション及びクローズ・アクション等においては、全数量執行条件を付して呼値を行うことができない。 <p>・ 清算数値とは、株式会</p>
区分	呼値の単位																																	
日経225先物	10円																																	
日経225mini	5円																																	
TOPIX先物	0.5ポイント																																	
ミニTOPIX先物	0.25ポイント																																	
JPX日経400先物	5ポイント																																	
東証マザーズ指数先物	1ポイント																																	
RNP先物	0.5ポイント																																	
TOPIX Core30先物																																		
東証REIT指数先物																																		
東証銀行業株価指数先物	0.1ポイント																																	
NYダウ先物	1ポイント																																	
台湾加権指数先物																																		
FTSE中国50先物	5ポイント																																	
日経平均V I先物	0.05ポイント																																	
日経平均・配当指数先物	0.1円																																	
TOPIX 配当指数先物	0.01ポイント																																	
TOPIX Core30配当指数先物																																		
(4) 制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> 呼値は、当社が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。 値幅の限度は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。 基準値段は、原則として、前取引日の当該限月取引の清算数値とする。ただし、限月取引の取引開始日にお 	<p>・ 清算数値とは、株式会</p>																																

項目	内容	備考																					
	<p>いては、次のとおりとする。</p> <p>a 日経225先物、日経225mini、TOPIX先物、ミニTOPIX先物、JPX日経400先物、東証マザーズ指数先物、RNP先物、TOPIX Core30先物、東証銀行業株価指数先物及び東証REIT指数先物 当該限月取引の理論価格</p> <p>b 日経平均V I先物、NYダウ先物、台湾加権指数先物、FTSE中国50先物及び配当指数先物 当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の前取引日の清算数値</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限値幅は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 指数先物取引（bからdまでを除く。） 制限値幅算定基準値に次の比率を乗じて得た数値とする。 <table border="1" data-bbox="427 728 1070 1330"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>制限値幅算定基準値</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日経225先物</td> <td rowspan="7">当社が定める期間における中心限月取引の呼値の制限値幅の基準値段の平均値</td> <td rowspan="7">8%</td> </tr> <tr> <td>TOPIX先物</td> </tr> <tr> <td>JPX日経400先物</td> </tr> <tr> <td>東証マザーズ指数先物</td> </tr> <tr> <td>RNP先物</td> </tr> <tr> <td>TOPIX Core30先物</td> </tr> <tr> <td>東証銀行業株価指数先物</td> </tr> <tr> <td>東証REIT指数先物</td> <td rowspan="3">3月、6月、9月及び12月末日の取引対象指数の最終の数値</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>NYダウ先物</td> <td rowspan="2">10%</td> </tr> <tr> <td>台湾加権指数先物</td> </tr> <tr> <td>FTSE中国50先物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> b 日経平均V I先物 10ポイントとする。 c 日経平均・配当指数先物 50円とする。 d TOPIX 配当指数先物及びTOPIX Core30配当指数先物 5ポイントとする。 サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大その他詳細については、「サーキット・ブレーカー制度について」参照。 当社は、必要に応じて呼値の制限値幅を変更することができる。 	区分	制限値幅算定基準値	比率	日経225先物	当社が定める期間における中心限月取引の呼値の制限値幅の基準値段の平均値	8%	TOPIX先物	JPX日経400先物	東証マザーズ指数先物	RNP先物	TOPIX Core30先物	東証銀行業株価指数先物	東証REIT指数先物	3月、6月、9月及び12月末日の取引対象指数の最終の数値	7%	NYダウ先物	10%	台湾加権指数先物	FTSE中国50先物			<p>社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ミニTOPIX先物及び日経225先物と同一限月取引の限月取引に係る日経225miniの基準値段は、Large取引の限月取引に係る基準値段と同値とする。 「当社が定める期間」とは、3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日に終了する取引日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）前25日に当たる日に終了する取引日から起算して20日間をいう。 「中心限月取引」は、日経225先物及びTOPIX先物については、前日の立会の取引高が最も多い限月取引、その他の指数先物取引については、直近限月取引とする。
区分	制限値幅算定基準値	比率																					
日経225先物	当社が定める期間における中心限月取引の呼値の制限値幅の基準値段の平均値	8%																					
TOPIX先物																							
JPX日経400先物																							
東証マザーズ指数先物																							
RNP先物																							
TOPIX Core30先物																							
東証銀行業株価指数先物																							
東証REIT指数先物	3月、6月、9月及び12月末日の取引対象指数の最終の数値	7%																					
NYダウ先物		10%																					
台湾加権指数先物																							
FTSE中国50先物																							

項目	内容	備考																				
<p>6 取引の一時中断</p> <p>(1) サーキット・ブレーカー</p> <p>(2) 即時約定可能値幅</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指数先物取引の中心限月取引において、先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、取引(ストラテジー取引及びJ-NET取引を含む。)を一時中断する(以下「サーキット・ブレーカー」という。) サーキット・ブレーカーを発動する場合には、取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引について、当社が定めるところにより呼値の制限値幅の上限又は下限を拡大する。 その他詳細については、「サーキット・ブレーカー制度について」参照。 指数先物取引の各限月取引について、当社が定める基準となる値段(以下「基準値段」という。)から当社が定める値幅を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該値幅内における取引をすべて成立させた時から当社が適当と認める時間を経過するまでの間、当該限月取引の取引(ストラテジー取引を含む。)を一時中断する。 上記により取引を一時中断した場合において、当社が適当と認める時間の経過後に、基準値段から即時約定可能値幅外の値段で呼値が対当しているときは、当該値幅の限度の値段に当該基準値段を更新し、当社が適当と認める時間の間、取引の一時中断を継続する。 上記の当社が定める値幅(即時約定可能値幅)及び基準値段は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="427 1317 1070 2033"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準値段</th> <th>即時約定可能値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日経225先物</td> <td rowspan="3">直近約定値段</td> <td rowspan="10">上下0.8%</td> </tr> <tr> <td>日経225mini</td> </tr> <tr> <td>TOPIX先物</td> </tr> <tr> <td>ミニTOPIX先物</td> <td>最良気配の仲値及び直近約定値段</td> </tr> <tr> <td>JPX日経400先物</td> <td>直近約定値段</td> </tr> <tr> <td>東証マザーズ指数先物</td> <td rowspan="6">最良気配の仲値及び直近約定値段</td> </tr> <tr> <td>RNP先物</td> </tr> <tr> <td>TOPIX Core30先物</td> </tr> <tr> <td>東証銀行業株価指数先物</td> </tr> <tr> <td>東証REIT指数先物</td> </tr> <tr> <td>NYダウ先物</td> <td>上下1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準値段	即時約定可能値幅	日経225先物	直近約定値段	上下0.8%	日経225mini	TOPIX先物	ミニTOPIX先物	最良気配の仲値及び直近約定値段	JPX日経400先物	直近約定値段	東証マザーズ指数先物	最良気配の仲値及び直近約定値段	RNP先物	TOPIX Core30先物	東証銀行業株価指数先物	東証REIT指数先物	NYダウ先物	上下1%	<ul style="list-style-type: none"> 「当社が適当と認める時間」は、原則として、30秒間とする。 「直近約定値段」とは、立会で成立した直近の約定値段(ストラテジー取引による約定値段を除く。)をいう。 「最良気配の仲値」とは、直近の最良買い呼値及び最良売り呼値の仲値をいう。
区分	基準値段	即時約定可能値幅																				
日経225先物	直近約定値段	上下0.8%																				
日経225mini																						
TOPIX先物																						
ミニTOPIX先物	最良気配の仲値及び直近約定値段																					
JPX日経400先物	直近約定値段																					
東証マザーズ指数先物	最良気配の仲値及び直近約定値段																					
RNP先物																						
TOPIX Core30先物																						
東証銀行業株価指数先物																						
東証REIT指数先物																						
NYダウ先物		上下1%																				

項目	内 容			備 考
7 最終決済	台湾加権指数先物			
	FTSE中国50先物			
	日経平均V I 先物		上下0.5ポイント	
	日経平均・配当指数先物		上下10円	
	TOPIX 配当指数先物		上下1ポイント	
	TOPIX Core30配当指数先物			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌日(最終決済期日。休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)において、最終清算数値による決済を行うものとする。 ・ 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次のとおり算出した特別な指数とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 日経225先物、日経225mini、TOPIX先物、ミニTOPIX先物、JPX日経400先物、東証マザーズ指数先物、RNP先物、TOPIX Core30先物、東証銀行業株価指数先物及び東証REIT指数先物 当該取引最終日の終了する日の翌日における取引対象指数の各構成銘柄の始値に基づいて算出した指数 b NYダウ先物 本国取引の最終清算数値としてS&P Dow Jones Indices LLCが算出する指数 c 台湾加権指数先物 本国取引の最終清算数値としてTaiwan Futures Exchange Corporationが算出する数値 d FTSE中国50先物 取引最終日の終了する日におけるFTSE中国50インデックスの最終の数値 e 日経平均V I 先物 当該取引最終日の終了する日の翌日の日中立会開始以降の10分間における、日経225先物及び日経225オプションの立会の始めの約定値段を用いて当社が日経平均V I の算出方法に準じて算出した指数 f 配当指数先物 各構成銘柄に係る配当(取引最終日の終了する日が属する年の前年に基準日が到来した配当に限る。)の額に基づき算出した指数の最終の値として当社が定める指数 ・ 当社が定める事由に該当する場合については、最終清算数値を定める日を繰り延べることができるものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日経 225 先物又は日経平均オプションの第二限月取引において、サーキット・ブレーカー制度における一時中断等が行われた時間を除外した 10 分間とする。 ・ 「先物・オプション取引に係る最終清算数値等に関するコンテ 	

項目	内容	備考
8 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができる。 a 制限値幅の縮小 b 証拠金の差入日時の繰上げ c 証拠金額の引上げ d 証拠金の有価証券による代用の制限 e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f 取引代金の決済日前における預託の受入れ g 指数先物取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等） h 建玉制限 	インジェンシー・プラン」参照。
II ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「ストラテジー取引制度要綱」参照。 	
III J-NET取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「J-NET取引制度要綱」参照。 	
IV ギブアップ取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「ギブアップ制度要綱」参照。 	
V 建玉移管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、自己の計算による未決済約定及び顧客の委託の計算に基づく未決済約定を、他の取引参加者に移管することができる。 ・ 取引最終日を迎えた限月取引については、取引最終日の翌取引日以降において建玉の移管を行うことができない。 ・ 指数先物取引に係る建玉の移管は、当該移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算数値を当該未決済約定に係る約定数値として行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者（クリアリング機構が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格（以下「清算資格」という。）を有する者をいう。以下同じ。）の建玉移管に関する事項は、クリアリング機構が定める。
VI 証拠金及び決済について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「先物・オプション取引に係る証拠金及び決済制度の概要」参照。 	
VII 参加者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「取引参加者料金概要」参照。 	
VIII その他 1 相場情報システムで伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報を、相場情報システムで伝達するものとする。 a 四本値、歩み値情報 b 限月取引別取引高及び取引契約金額 c 総取引高及び取引契約金額 c 限月取引別建玉残高 d 総建玉残高 e 最良気配及び数量 f 複数気配及び数量 g 清算数値 h 特別清算数値 i VWAP 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 130 条及び第 131 条に基づき各銘柄ごとの四本値及び取引高の公表等（「大阪取引所日報」）を行う場合は、取引日ベースでこれを行う。

項目	内容	備考
<p>2 取引参加者別取引高等の開示</p> <p>(1) 取引参加者別取引高の開示</p> <p>(2) 取引参加者別建玉残高の開示</p> <p>(3) 投資部門別取引内容の開示</p> <p>付 則</p>	<p>j 値付回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相場情報システムにおいては、四本値及び取引高の情報について、日中立会に係るものと夜間立会に係るものに分けて伝達する。 ・ 日経225先物及びTOPIX先物の直近の2限月取引並びに日経225miniの直近の3限月取引について、取引参加者別、売り買い別取引高(上位20取引参加者)を開示するものとする。 ・ 日中立会に係るものと夜間立会に係るものを区分して開示する。 ・ 日経225先物、日経225mini及びTOPIX先物の直近の2限月取引について、取引参加者別、売り買い差引建玉残高(上位15取引参加者)を開示するものとする。 ・ 週間及び月間の投資部門別、売り買い別取引高及び取引代金を開示するものとする。 <p>・ 市場の状況によっては、上記内容の変更もありえる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J-NET 取引については別に開示するものとする。 ・ 指数先物取引毎に開示するものとする。 ・ ただし、TOPIX Core30先物、東証銀行業株価指数先物、東証 REIT 指数先物及び配当指数先物については、対象外とする。

以 上